

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による平成〇年〇月〇日以降の期間に係る療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在の会社Bに雇用され、同市所在のC事業所（以下「事業場」という。）において調理師として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、事業場において作業中、蓋が開いていたグリストラップ（排水溝、幅60cm）に左足がはまり、股関節を受傷した（以下「本件災害」という。）という。請求人は受傷後、湿布薬を貼って様子を見ていたところ、日増しに痛みが増加してきたため、同年〇月〇日、D病院に受診し「左股関節捻挫、左大腿打撲症、右膝打撲」（以下「本件傷病」という。）と診断され加療した。

請求人は、平成〇年〇月〇日以降の療養補償給付及び同日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を監督署長に請求したところ、監督署長は、本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）しているとして、同月〇日以降については、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が平成○年○月○日をもって治ゆ（症状固定）したとして、同月○日以降の期間に係る療養補償給付及び休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成○年○月○日以降も、左股関節を始め、両足、両手及び両肩に痛みがあり、それらの痛みは本件傷病が原因である旨主張している。

この点、E医師は、平成○年○月○日付け症状所見書において、「受傷機転、症状発現の時期や部位から考えると一般的、典型的とは言い難いが、関連がないとも言えない状況である。」と述べている。

一方で、F医師は、同月○日付け症状所見書において、請求人が主張する左股関節、両足、両手及び両肩の痛みと本件傷病との関連性は「不明」と述べており、G医師は、同年○月○日付け意見書において、請求人にみられる入院加療を要する病態は、本件災害による本件傷病が原因である可能性は低い旨述べている。

当審査会は、上記医師の症状所見書を含め本件の資料を確認したところ、E医師の上記意見は、決定書理由第2の2の(2)のウに説示のとおり、請求人が主張する痛みと本件傷病との関連について、可能性は否定できないが、医学的因果関係があるとまでは言えないとの趣旨と解するのが相当であることから、G医師の本件傷病が原因である可能性は低いとの意見が妥当であって、請求人が主張する両足、両手及び両肩の痛みと本件傷病との間に医学的因果関係は認められないと判断する。

(2) 次に本件傷病の治ゆ日であるが、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「負傷後約1か月の(平成〇年)〇月〇日の外来最終受診で症状固定と考えられる。」と述べている。当審査会としても、請求人が受傷した本件傷病の症状経過、治療内容等から、上記H医師の意見は妥当であり、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日には治ゆしていたものと判断する。

3 したがって、請求人の主張する痛みと本件傷病の間には医学的因果関係は認められず、かつ、本件傷病は平成〇年〇月〇日に治ゆしていたと判断できることから、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日以降の期間に係る療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。